

## 「展示会等への出展による取引先拡大支援事業」のご案内

本事業は、会員企業が販路拡大に取り組むために、公的機関が主催する展示会や町内に支店がある金融機関が主催する展示会等に出展する会員に対し、その出展に係わる費用の一部を助成するものです。助成金額は、1事業所に対し3万円が上限です。

※同一年度に2回の申請することはできません。

対象事業	本事業は以下の要件を満たす必要があります。 (1) 公的機関や町内に支店がある金融機関が主催する展示会であること (2) 特定の顧客(会員等)を対象とする展示会等への出展ではないこと (3) 出展の際は、小間内に申請事業者名等を表示すること (4) 共同出展の場合は、主催者側から申請者名が記載された領収証が用意できること (5) 弁当代等の飲食費用は対象経費から除くこと
対象企業	伊奈町商工会 会員事業所であること
助成金額	(1) 出展に要した費用の1/2(千円未満切捨て)または3万円のいずれか低い額とする。 ※同一年度に2回の申請することはできません。
助成対象期間	令和6年4月1日から令和7年2月末日まで ※領収日が令和6年4月1日以降のものに限ります。
申請受付期間	令和6年6月24日(月)から令和7年2月28日(金)まで ただし、予算上限に達し次第、終了となります。